

- 説明動画その4ー【よくある質問編】

4月1日付



保育施設等の利用申込について

【表紙】

この動画は、4月1日付保育施設等の利用申込について、よくある質問をご紹介します動画です。

是非、最後までご覧になってください。



【目次】

- 1. 申込手続きについて・・・・・・・・・・・・・・・・0分22秒～
- 2. 保育施設等について・・・・・・・・・・・・・・・・2分10秒～
- 3. 保育を必要とすることを証明する書類・・・・・・・・3分14秒～
- 4. 利用調整について・・・・・・・・・・・・・・・・4分23秒～
- 5. 利用者負担額（保育料）について・・・・・・・・5分38秒～
- 6. その他・・・・・・・・・・・・・・・・6分37秒～
- 7. 問い合わせ先等・・・・・・・・・・・・・・・・7分43秒～

【目次】

動画の内容はこのとおりとなっておりますので、必要に応じて不要な個所はスキップしながらご覧ください。

1. 申込手続きについて



申込期間はいつからいつまでですか？

令和6年4月1日付利用申込日はこちらになります。

一次申込受付期間

令和5年11月2日(木)～令和5年12月1日(金)17時まで

二次申込受付期間

令和5年12月4日(月)～令和6年2月1日(木)17時まで

ご確認くださいお申し込みください。



【1. 申込手続きについて】

はじめに申込み手続きについてです。

質問：申込期間はいつからいつまでですか？

回答：令和6年4月1日付利用申込日は

一次申込受付期間

令和5年11月2日(木)～令和5年12月1日(金)17時まで

二次申込受付期間

令和5年12月4日(月)～令和6年2月1日(木)17時まで

1. 申込手続きについて



現在は仙台市外に住んでいますが、申込みは可能ですか？

可能です。しかし、利用開始日時点においては仙台市民であることが申込要件ですので、利用可能となった際は速やかに利用開始日までに仙台市への転入手続きを行ってください。



【1. 申込手続きについて】

質問：現在は仙台市外に住んでいますが、申込みは可能ですか？

回答：可能です。しかし、利用開始日時点においては仙台市民であることが申込要件ですので、利用可能となった際は速やかに利用開始日までに仙台市への転入手続きを行ってください。

1. 申込手続きについて



仙台市外に住んでいますが、郵送での申込みは可能ですか？

原則として窓口での申込みとなりますが、郵送での申込みも受け付けております。ただし、郵送時の注意事項がございますので必ずご確認ください、ご了承のうえお申し込みくださいますようお願いいたします。



※郵送時の注意事項は[仙台市ホームページ](#)へ（概要欄にURLあり）

【1. 申込手続きについて】

質問：仙台市外に住んでいますが、郵送での申込みは可能ですか？

回答：原則として窓口での申込みとなりますが、郵送での申込みも受け付けております。ただし、郵送時の注意事項がございますので必ずご確認ください、ご了承のうえお申し込みくださいますようお願いいたします。

郵送時の注意事項は概要欄に記載の仙台市ホームページをご確認ください。

1. 申込手続きについて



申込み後、希望保育施設等の追加や利用調整に影響する変更（勤務先や勤務時間の変更など）があった場合はいつまでに手続きすればよいですか？

変更があった際は速やかに手続きをお願いします。利用開始希望日の締切日までに提出いただければ、変更は間に合いますが、締切日を過ぎた場合は次回の利用調整から反映されます。



【1. 申込手続きについて】

質問：申込み後、希望保育施設等の追加や利用調整に影響する変更（勤務先や勤務時間の変更など）があった場合はいつまでに手続きすればよいですか？

回答：変更があった際は速やかに手続きをお願いします。利用開始希望日の締切日までに提出いただければ、変更は間に合いますが、締切日を過ぎた場合は次回の利用調整から反映されます。

1. 申込手続きについて



求職活動をするために兄弟同時申込をする予定ですが、上の子または下の子のみが入所した場合は就労しなくても大丈夫ですか？

兄弟姉妹同時申込の場合に、1人でも入所となった場合は就労することが必須となります。



【1. 申込手続きについて】

質問：求職活動をするために兄弟同時申込をする予定ですが、上の子または下の子のみが入所した場合は就労しなくても大丈夫ですか？

回答：兄弟姉妹同時申込の場合に、1人でも入所となった場合は就労することが必須となります。

2. 保育施設等について



希望保育施設等の希望数は利用調整の順位に影響がありますか（希望数は1カ所のみの方が有利ですか）？

希望数や希望順位で優劣がつくことはありません。希望保育施設等はいくつ記入しても構いませんが、利用案内を辞退した際、年度内の指数同点時の場合の利用調整順位において不利になりますので、通園可能な範囲でご希望ください。



【2. 保育施設等について】

つづいて、保育施設等についてです。

質問：希望保育施設等の希望数は利用調整の順位に影響がありますか（希望数は1カ所のみの方が有利ですか）？

回答：希望数や希望順位で優劣がつくことはありません。希望保育施設等はいくつ記入しても構いませんが、利用案内を辞退した際、年度内の指数同点時の場合の利用調整順位において不利になりますので、通園可能な範囲でご希望ください。

2. 保育施設等について



保育施設等の見学をしておく和利用調整で有利になりますか？また見学する際のポイントはありますか？

利用調整には一切影響はありませんが、見学をお勧めしております。見学する際のポイントは、施設内での生活や保育方針、衛生面、アレルギー対応、保育料以外に発生する費用等、実際の保育現場の様子、通園可能かどうかなどをご確認いただければと思います。



【2. 保育施設等について】

質問：保育施設等の見学をしておく和利用調整で有利になりますか？また見学する際のポイントはありますか？

回答：利用調整には一切影響はありませんが、見学をお勧めしております。見学する際のポイントは、施設内での生活や保育方針、衛生面、アレルギー対応、保育料以外に発生する費用等、実際の保育現場の様子、通園可能かどうかなどをご確認いただければと思います。

3. 保育を必要とすることを証明する書類について



令和6年4月1日付利用申込を希望で、4月1日から勤務（採用）予定ですが保育の必要性の事由は就労とみなされますか？

令和6年4月1日（利用開始希望日）時点での保育の必要性を判断するため、就労とみなします。



【3. 保育を必要とすることを証明する書類について】

つづいて、保育を必要とすることを証明する書類についてです。

質問：令和6年4月1日付利用申込を希望で、4月1日から勤務（採用）予定ですが保育の必要性の事由は就労とみなされますか？

回答：令和6年4月1日（利用開始希望日）時点での保育の必要性を判断するため、就労とみなします。

3.保育を必要とすることを証明する書類について



現在は育児休業中で入所後に復職予定ですが、提出書類は就労証明書でよいですか？

育児休業期間が記載された就労証明書をご提出ください。なお、入所後は2ヵ月以内の復職が必須となります。また、上のお子さんがすでに認可保育施設を利用されている場合、復職日は、利用開始後2か月以内、または承認期間の翌日までのどちらか短い期間となります。



【3.保育を必要とすることを証明する書類について】

質問：現在は育児休業中で入所後に復職予定ですが、提出書類は就労証明書でよいですか？

回答：育児休業期間が記載された就労証明書をご提出ください。なお、入所後は2ヵ月以内の復職が必須となります。また、上のお子さんがすでに認可保育施設を利用されている場合、復職日は、利用開始後2か月以内、または承認期間の翌日までのどちらか短い期間となります。

3.保育を必要とすることを証明する書類について



現在は仕事をしていますが、利用開始希望日時点では退職し、求職活動を行う予定です。この場合は何を提出すればよいですか？

利用開始希望日時点では就労していないため、保育を必要とすることの申告書（求職活動欄）をご提出ください。



【3.保育を必要とすることを証明する書類について】

質問：現在は仕事をしていますが、利用開始希望日時点では退職し、求職活動を行う予定です。この場合は何を提出すればよいですか？

回答：利用開始希望日時点では就労していないため、保育を必要とすることの申告書（求職活動欄）をご提出ください。

4.利用調整について



「基準指数」「調整指数」「同点時の利用調整順位」の違いは何ですか？

「基準指数」は保護者の保育を必要とする状況を就労証明書により指数化したもの、「調整指数」は家庭状況等により加点減点するもの、「同点時の利用調整順位」は基準指数と調整指数の合計が同点となった場合に優先順位を判定するものです。



【4.利用調整について】

つづいて、利用調整についてです。

質問：「基準指数」「調整指数」「同点時の利用調整順位」の違いは何ですか？

回答：「基準指数」は保護者の保育を必要とする状況を就労証明書等により指数化したもの、「調整指数」は家庭状況等により加点減点するもの、「同点時の利用調整順位」は基準指数と調整指数の合計が同点となった場合に優先順位を判定するものです。

4.利用調整について



利用調整の方法を教えてください。

希望する保育施設等において受入可能枠があった場合、
利用申込をしている児童の中から基準指数等により順位の
最も高い児童から順番に利用調整を行います。



【4.利用調整について】

質問：利用調整の方法を教えてください。

回答：希望する保育施設等において受入可能枠があった場合、利用申込をしている児童の中から基準指数等により順位の最も高い児童から順番に利用調整を行います。

4.利用調整について



利用案内を受けた保育施設等の利用を辞退した場合、減点（ペナルティ）があると聞いたのですが本当ですか？

利用案内を辞退された場合、指数自体は減点されませんが、指数同点時の場合の利用調整順位において優先度が下がってしまいます。



【4.利用調整について】

質問：利用案内を受けた保育施設等の利用を辞退した場合、減点（ペナルティ）があると聞いたのですが本当ですか？

回答：利用案内を辞退された場合、指数自体は減点されませんが、指数同点時の場合の利用調整順位において優先度が下がってしまいます。

5.利用者負担額（保育料）について



保育料はどのようにして算定されますか？

保護者の市町村民税所得割額を合算し、その金額が該当する階層区分の保育料となります。なお、税の未申告や必要書類の未提出等により所得割額を確認できない場合は最も高い金額となりますのでご注意ください。



※金額等の詳細は**教育・保育給付認定における利用者負担額等（月額）案**へ

【5.利用者負担額（保育料）について】

つづいて、利用者負担額（保育料）についてです。

質問：保育料はどのようにして算定されますか？

回答：保護者の市町村民税所得割額を合算し、その金額が該当する階層区分の保育料となります。なお、税の未申告や必要書類の未提出等により所得割額を確認できない場合は最も高い金額となりますのでご注意ください。

階層区分及び保育料の金額については、『教育・保育給付認定における利用者負担額等（月額）案』をご確認ください。

5.利用者負担額（保育料）について



保育料以外に発生する費用はありますか？

0～2歳児クラスは食材料費が保育料の一部に含まれていますが、3歳児クラス以上は食材料費として主食費（ご飯・パン等）と副食費（おかず・おやつ等）が発生します。その他の費用については各保育施設等へお問い合わせください。



【5.利用者負担額（保育料）について】

質問：保育料以外に発生する費用はありますか？

回答：0～2歳児クラスは食材料費が保育料の一部に含まれていますが、3歳児クラス以上は食材料費として主食費（ご飯・パン等）と副食費（おかず・おやつ等）が発生します。その他の費用については各保育施設等へお問い合わせください。

6.その他



保育施設等との面接はどのような内容ですか？

面接は児童同伴で行われます。お子さんの様子（発達面や健康状態、家庭状況）についてお聞きします。保育施設等が面接により集団保育が可能か直接確認することで当該保育施設等での受け入れ可否を判断します。



【6.その他】

つづいて、その他です。

質問：保育施設等との面接はどのような内容ですか？

回答：面接は児童同伴で行われます。お子さんの様子（発達面や健康状態、家庭状況）についてお聞きします。保育施設等が面接により集団保育が可能か直接確認することで当該保育施設等での受け入れ可否を判断します。

6.その他



認可外保育施設や一時預かりを利用する場合、申込みや問い合わせはどこになりますか？

区役所では認可保育施設等への利用申込のみ受け付けておりますので、直接各施設へお問い合わせください。認可保育施設等での一時預かりについても同様です。



【6.その他】

質問：認可外保育施設や一時預かりを利用する場合、申込みや問い合わせはどこになりますか？

回答：区役所では認可保育施設等への利用申込のみ受け付けておりますので、直接各施設へお問い合わせください。認可保育施設等での一時預かりについても同様です。

6.その他



認可保育施設等の利用申込等について、相談したい場合はどこに相談するとよいですか？

区役所保育給付課保育係には保育サービス相談員がおりますので、窓口や電話にて気軽にご相談ください。



【6.その他】

質問：認可保育施設等の利用申込について、相談したい場合はどこに相談するとよいですか？

回答：区役所保育給付課保育係には保育サービス相談員がおりますので、窓口や電話にて気軽にご相談ください。



7.問い合わせ先等

・ 申込手続きに関する問い合わせ先

- 青葉区役所 保育給付課 保育係 (022-225-7211内線6763)
- 宮城総合支所 保健福祉課 保育給付係 (022-392-2111内線5444)
- 宮城野区役所 保育給付課 保育係 (022-291-2111内線6763)
- 若林区役所 保育給付課 保育係 (022-282-1111内線6763)
- 太白区役所 保育給付課 保育係 (022-247-1111内線6763)
- 泉区役所 保育給付課 保育係 (022-372-3111内線6763)

・ 仙台市ホームページ

概要欄をご覧ください

【3.問い合わせ先等】

最後に、申込手続きに関するお問い合わせ先は、ご覧のとおりとなります。お問い合わせの際は、お申し込み予定の区役所または宮城総合支所へご相談ください。

なお、各区等には職員のほか、保育サービス相談員もいるため、お気軽にご相談ください。

また、窓口にお越しになるのが難しい方は、この動画の概要欄に掲載している各動画をご覧になるか、利用案内や書類の様式などが掲載されている仙台市ホームページのリンクも掲載しておりますので、是非ご確認ください。

よくある質問に関する動画は以上となります。皆様がスムーズな手続きを進められるよう、職員一同でお手伝いさせていただきますので宜しくお願い致します。最後までご視聴いただき、ありがとうございました。